

今般の特定外来生物の選定について

1. 今般の特定外来生物の選定候補及びその趣旨

チュウゴクオオサンショウウオについては、かねてより生態系被害防止外来種リスト（平成 27 年 3 月環境省・農林水産省作成）の掲載種であるところ、近年、同種とオオサンショウウオ（*Andrias japonicus*）の交雑個体（以下、「交雑個体」とする。）の分布拡大が著しく、オオサンショウウオの生息密度低下が報告されている。近年の研究により、チュウゴクオオサンショウウオが種分割されているところ、オオサンショウウオ属の種系統を鑑み、オオサンショウウオとの交雑による遺伝的かく乱の防止に向けて、オオサンショウウオ属のうちオオサンショウウオを除く種及びそれら種とオオサンショウウオの交雑個体に関して特定外来生物に選定する候補とする。

<選定候補>

- オオサンショウウオ属（*Andrias* 属）のうち
オオサンショウウオ（*Andrias japonicus*）を除く種
- 上記の種とオオサンショウウオ（*A. japonicus*）の交雑個体

2. 特定外来生物指定に向けたスケジュール（目安）

令和 6 年 1 月 29 日：専門家グループ会合【爬虫類・両生類】開催 ※オンライン
2 月 13 日～22 日：専門家会合【全体会合】開催 ※書面
春頃：SPS 通報
：政令案パブリックコメント（30 日間）
夏頃：政令公布
：政令施行